



# 栃木県公報

平成28年  
3月18日(金)  
第2767号

## 目次

### 告示

- 栃木県一般会計補正予算等..... 271
- 公印の作成..... 276
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 276
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 277
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 277
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 277
- 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格..... 277
- 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格..... 280
- 道路の区域の変更..... 281
- 道路の供用開始..... 282
- 都市計画事業計画の変更認可..... 283
- 土地区画整理組合の解散の認可..... 283
- 同..... 283

### 公告

- 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 283
- 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 285
- 公共測量の終了..... 287
- 同..... 287
- 同..... 288
- 開発行為の工事完了..... 288

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 288

### 企業局

- 栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程の一部改正..... 289
- 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正..... 290
- 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程の一部改正..... 290

## 告示

### 栃木県告示第132号

平成27年度栃木県一般会計補正予算（第4号）等については、平成28年3月9日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 平成27年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

今回の補正予算は、国の補正予算に呼応し、「とちぎ創生15戦略」に位置付けられた地方創生に向けた取組等を推進するとともに、公共事業などの速やかな執行を図るものである。

また、現段階における歳入歳出を精査し、歳出不用額の整理等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、327億7,170万円の減額となり、既定予算が8,482億9,953万円であったので、補正後の予算総額は、8,155億2,783万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	241,500,000	1,500,000	243,000,000
2 地方消費税清算金	72,203,000	5,764,000	77,967,000
3 地方譲与税	36,400,000		36,400,000
4 地方特例交付金	800,000	△ 1,825	798,175
5 地方交付税	124,347,747	△ 2,447,724	121,900,023
6 交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7 分担金及び負担金	4,153,345	△ 740,152	3,413,193
8 使用料及び手数料	10,206,312		10,206,312
9 国庫支出金	115,597,672	△ 16,535,951	99,061,721
10 財産収入	2,159,503	△ 458,005	1,701,498
11 寄附金	77,251	50,682	127,933
12 繰入金	24,272,006	△ 3,178,094	21,093,912
13 繰越金	1,684,192	6,182,189	7,866,381
14 諸収入	105,106,502	△ 4,674,420	100,432,082
15 県債	109,092,000	△ 18,232,400	90,859,600
合 計	848,299,530	△ 32,771,700	815,527,830

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,511,703	△ 37,468	1,474,235
2 総務費	32,600,075	2,275,822	34,875,897
3 民生費	102,403,320	△ 13,089,436	89,313,884
4 衛生費	65,007,194	△ 2,200,038	62,807,156
5 労働費	2,879,417	2,208,186	5,087,603
6 農林水産業費	39,685,633	△ 5,179,230	34,506,403
7 商工費	82,383,881	435,544	82,819,425
8 土木費	78,555,994	△ 8,706,778	69,849,216
9 警察費	45,552,383	△ 1,285,017	44,267,366
10 教育費	187,958,533	△ 6,134,760	181,823,773
11 災害復旧費	28,127,928	△ 4,074,592	24,053,336
12 公債費	105,379,469	△ 2,637,933	102,741,536
13 諸支出金	75,454,000	5,654,000	81,108,000

14 予備費	800,000		800,000
合 計	848,299,530	△ 32,771,700	815,527,830

## (3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	205,477,265	△ 5,053,737	200,423,528
2 公共事業費	55,931,031	△ 7,752,327	48,178,704
3 建設事業費	57,322,712	△ 4,258,030	53,064,682
4 公債償還費	105,379,469	△ 2,637,933	102,741,536
5 主要義務費	127,468,123	△ 13,032,605	114,435,518
6 税交付金等	75,454,000	5,654,000	81,108,000
7 一般行政費	81,770,130	5,082,394	86,852,524
8 受託事務費	2,078,370	△ 462,823	1,615,547
9 県単補助金	12,302,132	△ 667,310	11,634,822
10 県単貸付金	90,152,651	△ 2,197,340	87,955,311
11 災害復旧費	28,082,366	△ 4,747,424	23,334,942
12 直轄事業負担金	6,881,281	△ 2,698,565	4,182,716
合 計	848,299,530	△ 32,771,700	815,527,830

## (4) 主な事業の内容

- ・職員費 △ 5,054百万円
- ・退職手当 △ 1,607百万円
- ・公債償還費 △ 2,638百万円
- ・主要義務費 (退職手当を除く) △ 11,425百万円
- ・税交付金等 5,654百万円
- ・基金積立金 7,548百万円
- ・県単貸付金 △ 2,197百万円
- ・公共事業費 △ 7,752百万円
- ・建設事業費 △ 4,258百万円
- ・災害復旧事業費 △ 4,747百万円
- ・直轄事業負担金 △ 2,699百万円 など

## 2 平成27年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

今回の補正予算は、高度化資金貸付金の繰上償還に伴うものであり、補正予算の額は6億5,000万円の増額となり、既定予算が12億919万円であったので、補正後の予算総額は、18億5,919万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 分担金及び負担金	9		9
2 繰越金	259,073		259,073

3 諸	収	入	950,108	650,000	1,600,108
合	計		1,209,190	650,000	1,859,190

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 小規模企業者等資金貸付事業費	496,101	139,287	635,388
2 公債費	713,089	510,713	1,223,802
合 計	1,209,190	650,000	1,859,190

## 3 平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は3億9,071万円の減額となり、既定予算が69億9,035万円であったので、補正後の予算総額は、65億9,964万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	3,125,209	△75,132	3,050,077
2 使用料及び手数料	279		279
3 国庫支出金	814,700	△218,519	596,181
4 繰入金	1,092,248	△21,040	1,071,208
5 繰越金	719,357	△1,919	717,438
6 諸収入	934,608	△400	934,208
7 県債	299,700	△73,700	226,000
8 財産収入	4,249		4,249
合 計	6,990,350	△390,710	6,599,640

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 流域下水道事業費	5,965,546	△367,558	5,597,988
2 公債費	1,024,804	△23,152	1,001,652
合 計	6,990,350	△390,710	6,599,640

## 4 平成27年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	15,721,000	△1,748,000	13,973,000	15,781,000	△1,055,000	14,726,000
資本的収支	2,088,000		2,088,000	2,754,000		2,754,000

計	17,809,000	△ 1,748,000	16,061,000	18,535,000	△ 1,055,000	17,480,000
---	------------	-------------	------------	------------	-------------	------------

## 5 平成27年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、共有設備費分担額の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

（単位 千円）

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,126,000	11,330	2,137,330	2,019,000	10,110	2,029,110
資本的収支	75,000	△ 5,100	69,900	708,000	△ 1,520	706,480
計	2,201,000	6,230	2,207,230	2,727,000	8,590	2,735,590

## 6 平成27年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

（単位 千円）

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,134,000	15,860	2,149,860	1,797,000	△ 2,350	1,794,650
資本的収支	1,000		1,000	1,773,000		1,773,000
計	2,135,000	15,860	2,150,860	3,570,000	△ 2,350	3,567,650

## 7 平成27年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

（単位 千円）

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	670,000	3,430	673,430	610,000	△ 2,030	607,970
資本的収支	25,000		25,000	349,000		349,000
計	695,000	3,430	698,430	959,000	△ 2,030	956,970

## 8 平成27年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、資産減耗費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

（単位 千円）

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	3,382,000	22,540	3,404,540	2,663,000	446,960	3,109,960
資本的収支	1,734,000	△ 115,900	1,618,100	4,445,000	△ 106,790	4,338,210
計	5,116,000	△ 93,360	5,022,640	7,108,000	340,170	7,448,170

## 9 平成27年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、一般会計負担金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

（単位 千円）

区分	収	入	支	出
----	---	---	---	---

	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	426,180	88,380	514,560	422,000	87,240	509,240
資本的収支				97,000	△ 15,000	82,000
計	426,180	88,380	514,560	519,000	72,240	591,240


(財政課)

## 栃木県告示第133号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県大田原 土木事務所長印		方20	てん書	一般文書用	平成28年 4月1日	栃木県大田原 土木事務所長

(文書学事課)

## 栃木県告示第134号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

## 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
えづら歯科クリニック	佐野市天神町797	江面 陽子	平成27年1月1日
安田耳鼻咽喉科クリニック	小山市乙女2-7-2	安田 豊稔	平成28年1月1日
はらクリニック	那須塩原市東三島4-54-7	原 孝志	平成28年2月1日
あしかが皮膚科クリニック	足利市西砂原後町1180-3	医療法人博陽会	平成28年2月5日
医療法人土屋小児科	佐野市亀井町2639	医療法人土屋小児科	平成28年3月1日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
有限会社片野薬局片野 薬局塩野室店	日光市小林2818-1	有限会社片野薬局	平成27年1月1日
マロニエ薬局	日光市森友808-4	福田 清久	平成27年1月1日
プラザ薬局	佐野市富岡町1663-2	金谷 八重子	平成27年1月1日
荒井薬局	那珂川町馬頭268	有限会社メディクス荒井	平成28年2月24日

## 栃木県告示第135号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富 一

## 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木（訪問看護ステーションゆりの木）	大田原市山の手1-1-7（大田原市富士見1-1612-1ラ・セゾンJOY101）	一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木	平成28年2月17日

※表中の（ ）内は変更前のもの

## 栃木県告示第136号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富 一

## 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
医療法人鈴木内科外科クリニック	那須塩原市上厚崎323-12	医療法人鈴木内科外科クリニック	平成28年2月1日
岡医院	日光市下鉢石町997	岡 一明	平成28年2月12日
医療法人清水整形外科クリニック	佐野市田沼町894-1	医療法人清水整形外科クリニック	平成28年2月19日

## 栃木県告示第137号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富 一

## 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木（訪問看護ステーションゆりの木）	大田原市山の手1-1-7（大田原市富士見1-1612-1ラ・セゾンJOY101）	一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木	平成28年2月17日

※表中の（ ）内は変更前のもの

（健康増進課）

## 栃木県告示第138号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成28年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加

資格」という。)を定めたので、自治令第167条の5第2項(自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事とする。

#### 2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

#### 3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に該当する者

(2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税(地方消費税を含む。)に未納がある者

(4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)第1の第1号の2に規定する審査基準日(以下「審査基準日」という。)が平成28年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査(告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。)を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(6) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(7) 法第3条の規定による許可を受けていない者

#### 4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

#### 5 技術評価事項

(1) 平成26年10月1日の前日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事成績

(2) 栃木県優良建設工事表彰要綱(平成15年3月26日付け監第287号土木部長通知)に基づく平成24年度から平成26年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況

(4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主



行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無

- (5) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

## 6 その他

- (1) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号）又は平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成27年栃木県告示第100号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

### 別表

#### 1 土木一式工事

等 級	請 負 対 象 額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 1億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

#### 2 建築一式工事

等 級	請 負 対 象 額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上 2億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

#### 3 電気工事及び管工事

等 級	請 負 対 象 額
A	2,000万円以上
B	500万円以上 2,000万円未満
C	500万円未満

#### 4 ほ装工事

等 級	請 負 対 象 額
A	1,500万円以上
B	500万円以上 1,500万円未満
C	500万円未満

#### 5 造園工事

等 級	請 負 対 象 額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

## 6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額
A	500万円以上
B	500万円未満

## 栃木県告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成28年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

## 1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

## (1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

## (2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

## (3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

## (4) 地質調査業務

## (5) 補償関係コンサルタント業務

物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

## (6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

## 3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

## (1) 政令第167条の4第1項に該当する者

## (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

## (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

## (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

## (5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

## (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 その他

平成27年度及び平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第519号）又は平成27年度及び平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成27年栃木県告示第101号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

(監理課)

栃木県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月18日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前A	鹿沼市上粕尾21-2地先から 鹿沼市上粕尾235-7地先まで	3.9～13.6	1490.0	
	前B	鹿沼市上粕尾21-2地先から 鹿沼市上粕尾235-7地先まで	9.2～39.6	1330.0	
	後	鹿沼市上粕尾21-2地先から 鹿沼市上粕尾235-7地先まで	9.2～39.6	1330.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 佐野太田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
52	前	足利市寺岡町1375-4地先から 足利市寺岡町1334-1地先まで	10.0～34.8	140.1	
	後	足利市寺岡町1375-4地先から 足利市寺岡町1334-1地先まで	10.0～34.8	140.1	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 野田多々良停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前A	足利市久保田町122-1地先から 足利市高松町642地先まで	12.7～14.2	120.0	

148	前B	足利市久保田町122-1地先から 足利市高松町642地先まで	10.0～10.0	120.0	
	後	足利市久保田町122-1地先から 足利市高松町642地先まで	12.7～14.2	120.0	

## IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原高林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
191	前	大田原市住吉町2丁目2487-4地先から 大田原市住吉町2丁目2478-2地先まで	12.0～14.0	62.1	
	後	大田原市住吉町2丁目2487-4地先から 大田原市住吉町2丁目2478-2地先まで	12.0～14.3	62.1	

## V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 寺岡館林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
223	前	足利市寺岡町1375-4地先から 足利市寺岡町1334-1地先まで	10.0～34.8	140.1	
	後	足利市寺岡町1375-4地先から 足利市寺岡町1334-1地先まで	10.0～34.8	140.1	

## VI

道路の種類 県道

路線名 一般県道 黒部西川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
249	前A	日光市湯西川字川戸平569-1から 日光市西川字穴田416-7まで	5.3～23.1	9737.7	
	前B	日光市湯西川字川戸平569-1から 日光市西川字カツロウ481-201まで	10.0～110.0	10945.1	
	後	日光市湯西川字川戸平569-1から 日光市西川字カツロウ481-201まで	10.0～110.0	10945.1	

## 栃木県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月18日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡市貝町大字赤羽3380-5から 芳賀郡市貝町大字赤羽3438-2まで	平成28年3月18日
148	一般県道 野田多々良停車場線	足利市久保田町122-1地先から 足利市高松町642地先まで	平成28年3月18日

(道路保全課)

#### 栃木県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年7月14日栃木県告示第410号大田原都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の氏名又は名称  
大田原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大田原都市計画道路事業 3・3・2号 大田原野崎線
- 3 事業施行期間  
平成21年7月14日～平成31年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 栃木県告示第143号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により藤岡町荒立北土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県告示第144号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により壬生町御里土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

## 公 告

○平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等  
平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第138号。以下「告示」という。）

1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

平成28年4月1日から同年11月18日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員である者であるときは、当該会員であることを証する書類

ウ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(3)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、当該障害者の雇用の証する書類

エ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除

く。)は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

オ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

カ 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、建設業許可申請書の営業所一覧表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2))又は変更届出書第2面(同規則様式第22号の2第2面)

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 平成28年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成28年8月1日から平成29年3月31日まで

イ 平成28年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

ウ 平成28年10月1日から同年11月18日までに2の(2)の規定による郵送(同日までの消印のあるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年1月1日から同年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成29年3月31日まで

5 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390)

○平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(平成28年栃木県告示第139号)1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

平成28年4月1日から同年11月18日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)に

よること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、当該障害者の雇用を証する書類

ウ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

エ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

オ 申請者が品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO9001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

カ 申請者が環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO14001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

キ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

ク 申請者が法人であるときは、申請をする日の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、アからカまでに掲げる書類、キ及びクに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用し



ている場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

### 3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

### 4 競争入札参加資格の有効期間

#### (1) (2)以外の者

ア 平成28年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成28年8月1日から平成29年3月31日まで

イ 平成28年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

ウ 平成28年10月1日から同年11月18日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成29年1月1日から同年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成29年3月31日まで

### 5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）

#### ○公共測量の終了

平成27年10月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

#### 2 作業地域

日光市

#### 3 作業期間

平成27年9月10日から平成28年2月26日まで

#### ○公共測量の終了

平成27年10月23日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

#### 2 作業地域

日光市、塩谷郡塩谷町

#### 3 作業期間

平成27年10月13日から平成28年2月26日まで

○公共測量の終了

平成27年10月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮地方法務局長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業地域  
宇都宮市富士見町・南町・高砂町・南高砂町の一部地域
- 3 作業期間  
平成27年10月5日から平成28年2月29日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月18日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1604番15、1604番16	足利市名草中町1602番地1	津 吹 浩 之
真岡市飯貝字原町北道東2277番71の一部、2277番78、2277番94	真岡市飯貝2277番地40	岩 下 昇
下野市箕輪字館ノ内692番2	下野市小金井四丁目17番地2 ラ・プレッソ201	若 林 里 枝

（都市計画課）

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第14号

平成28年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成28年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,372人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に

6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

302,320人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

140,443人

4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	41,436人
栃木市選挙区	44,584人
佐野市選挙区	33,028人
鹿沼市選挙区	27,196人
日光市選挙区	24,179人
小山市・野木町選挙区	50,930人
真岡市選挙区	21,077人
大田原市選挙区	19,762人
矢板市選挙区	9,322人
那須塩原市・那須町選挙区	39,054人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,367人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,916人
下野市選挙区	16,082人
芳賀郡選挙区	18,249人
壬生町選挙区	10,790人

## 企業局

### 栃木県公営企業訓令第1号

局内一般  
今市発電管理事務所

栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

栃木県知事 福田 信一

### 栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令

栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「藤原消防署」 を 「日光市役所総務課」 に

今市警察署	警備課	同	関係駐在所に連絡	を
今市警察署	警備課	同	関係駐在所に連絡	
日光市消防長	日光市消防本部	同		に改め

る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第二号

本  
庁  
発電管理事務所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十五号」に、「卸供給事業者」を「発電事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第三号

局 内 一 般  
今市発電管理事務所

栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程の一部を改正する訓令

栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程（平成五年栃木県公営企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「

足尾総合支所建設課
-----------

」 を 「

日光市役所総務課
----------

」 に

「

日光消防署長	足尾分署
--------	------

」 を 「

日光市消防長	日光市消防本部
--------	---------

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(電気課)